

平成 14 年 3 月 28 日

各 位

株式会社 大和銀ホールディングス
(コード番号 8 3 0 8)

昭和リース株式会社のリース業務強化と同社に対する債権放棄に関するお知らせ

当社の持分法適用関連会社である昭和リース株式会社は、リース業界における競争力強化および一層の飛躍発展を狙いとして、従来より縮小方針であった営業貸付金業務から完全撤退し、リース関連業務に特化することといたしました。さらに、保有する不動産を売却することにより、経営資源のリース業務への集約を図ります。

ついては、これらに伴い発生する損失について、当社子会社である株式会社あさひ銀行（頭取 梁瀬 行雄）は下記のとおり債権放棄を行います。

これにより不良資産の処理は完了し、昭和リース株式会社の財務内容は一気に健全化することから、同社は、今後、総合リース会社として積極的な事業展開を図ってまいります。

記

1. 昭和リース株式会社の概要

所在地	: 東京都新宿区四谷三丁目 1 2 番地
代表者	: 取締役社長 村松 兼伍
資本金	: 7, 199 百万円
株主構成	: 株式会社あさひ銀行 5.0%、伊藤忠商事株式会社 4.8% 株式会社あおぞら銀行 4.8% 等
事業内容	: 総合リース業

2. リース業務特化の内容

債権譲渡による営業貸付金業務からの撤退と保有不動産の売却によりリース本業への特化ならびに経営資源の集約化を図ります。

3. 債権放棄の内容

実施日	: 平成 14 年 3 月 29 日（金）
債権放棄額	: 550 億円

なお、子会社である、大和銀行、近畿大阪銀行、奈良銀行には、本件に関する債権はありません。

4. 当該事実が当社の業績に及ぼす影響

あさひ銀行が平成 13 年 11 月 20 日に発表いたしました平成 14 年 3 月期業績予想に影響はございません。

なお、あさひ銀行を含めた当社の業績予想につきましては、現在、策定中であり、確定次第、公表させていただきます。

以上

本ニュースリリースには証券取引法第 166 条に定められた重要事実にあたる情報が含まれる可能性があります。重要事実を含むニュースリリースをご覧になられた方が、その重要事実が証券取引法施行令の規定に従い公開された後 12 時間以内に、当社の株式などの売買等を行った場合、いわゆるインサイダー取引規制違反として、証券取引法の規定に抵触するおそれがありますのでご注意ください。